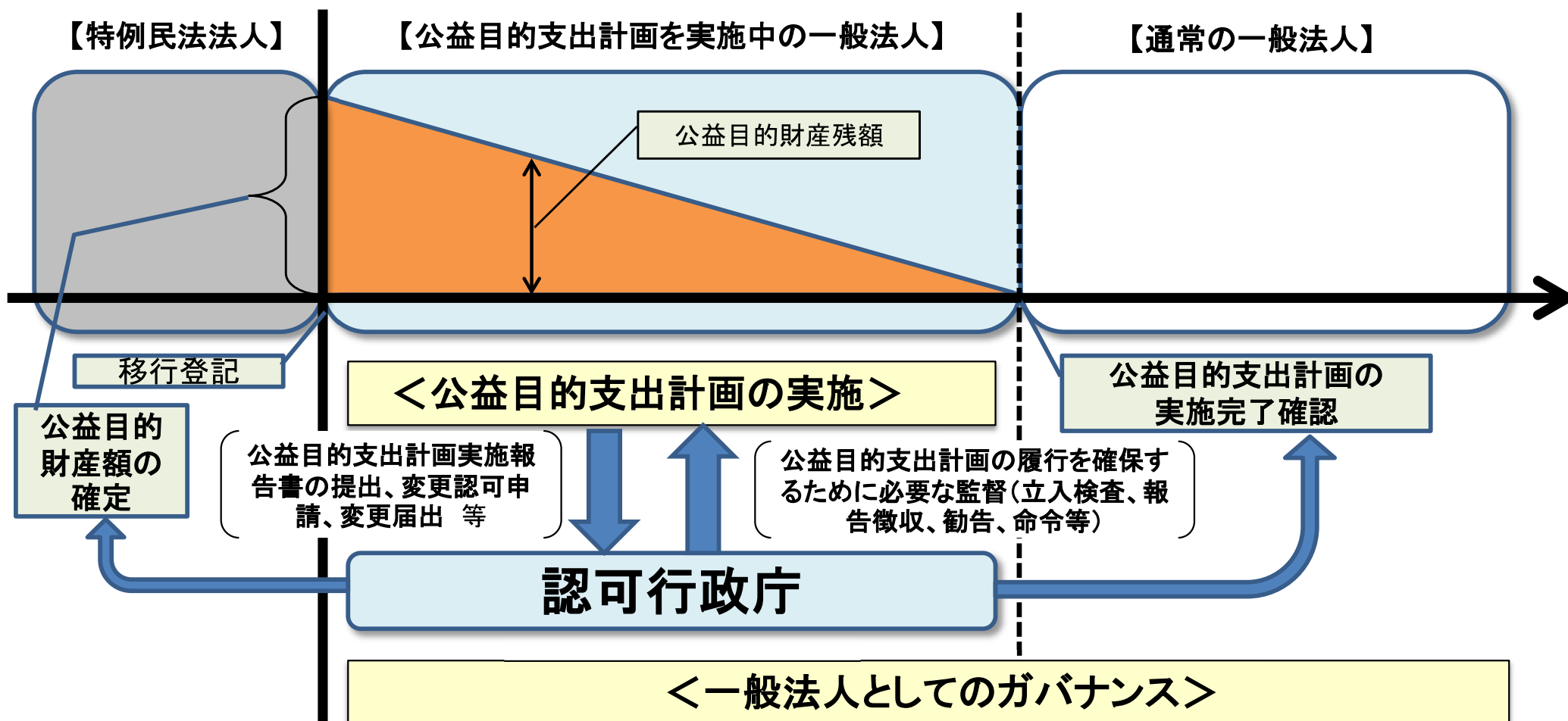


6. 一般法人に移行した法人の業務運営と監督の概要

<一般法人に移行した法人に関する法令の規定>

(公益法人と同様、法人運営や監督に関する各種の要件・基準等を明確に規定)

- ◆ **一般法人法** (法人の社員、機関(社員総会、評議員会、理事会、理事、監事等)、会計、など)
- ◆ **整備法** (認可基準、公益目的支出計画の作成、移行法人の義務、行政庁等による監督など)



7. 一般法人に移行した法人に対する監督の制度・考え方

～ 公益法人との主な相違点 ～

	公益法人	一般法人(公益目的支出計画を実施中の法人)
適用法	一般法人法+公益認定法	一般法人法+整備法
監督の範囲	公益法人の事業の適正な運営の確保(認定法第27条参照)	公益目的支出計画の履行の確保(整備法第123条)
定期提出書類の種類	事業計画書等(認定法第22条) (事業年度開始日の前日まで) 事業報告等(認定法第22条) (事業年度経過後3か月以内)	公益目的支出計画実施報告書等(整備法第127条) (事業年度経過後3か月以内)
立入検査・報告徴収の要件	公益法人の事業の適正な運営の確保に必要な限度において(認定法第27条) (→全公益法人に対し、計画的に立入検査を実施)	以下のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき(整備法第128条) ①正当な理由なく、公益目的支出計画に定める支出をしない ②各事業年度の支出が公益目的支出計画に比べ著しく少ない ③公益目的財産残額に比べ法人の純資産額が著しく少ないにもかかわらず変更認可を受けず、将来の公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがある (→一般法人に対する立入検査は事前に計画して行うのではなく、上記事態の発生に対応して実施)
勧告→命令の要件	認定取消し事由に該当すると疑う相当の理由があるとき(認定法第28条)	上記①～③のいずれかに該当すると認めるとき (整備法第129条)
認定／認可取消しの要件等	欠格事由該当、行政庁の命令違反、認定基準不適合、認定法等の法令違反など(認定法第29条)	偽りその他の不正な手段により移行認可を受けたとき (整備法第131条) (※認可取消し →特例民法法人に戻る ～移行期間終了後(平成25年12月以降)は、みなし解散)

※認定法、整備法の該当規定のほか、「監督の基本的考え方」(平成20年11月21日内閣府)、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)を参照

8. 一般法人に移行した法人に関する留意事項

～ 変更認可・変更届出、公益目的支出計画実施報告書等の作成 ～

【変更認可・変更届出が必要な場合】

＜変更認可＞（第125条第1項）

- ・公益目的支出計画の変更(軽微なものを除く)がある場合
 - －実施事業を行う場所の名称等の変更
 - －特定寄附の相手方の名称等の変更
 - －合併の予定の変更等
 - －各事業年度の公益目的支出計画の額・実施事業収入の額の変更
 - ～支出計画が予定どおり完了しなくなる
ことが明らかな場合 …… **変更認可が必要**
 - ～予定どおり完了する見込の場合 …… **公益目的支出計画実施報告書への記載で可**

＜変更届出＞（第125条第3項）

- ・公益目的支出計画の軽微な変更
(左記参照)
- ・法人の名称、住所、代表者の変更
- ・定款で残余財産の帰属に関する事項の定め
又はその変更
- ・定款で法人の存続期間、解散事由の定め
又はその変更
- ・法人の解散（※別途、残余財産の帰属について認可
行政庁の承認が必要(第130条)）

【公益目的支出計画実施報告書等の作成・備置き・開示、行政庁への提出】

＜整備法等の定める備置き書類＞

- ・公益目的支出計画実施報告書(「別紙2」)(整備法第127条第1項)
※何人も閲覧可能(整備法第127条第6項)
- ・計算書類等(法人法第129条、第199条)
(貸借対照表、損益計算書、事業報告及びこれらの附属明細書、
監査報告・会計監査報告)
- ・定款(法人法第14条、第156条)
- ・社員名簿(法人法第32条)
- ※計算書類等、定款、社員名簿については、社員・評議員・債権者が閲覧可能
(法人法第129条・第199条(計算書類等)、第14条・第156条(定款)、第32条(社員名簿))

+

- ・提出書
- ・別紙1:法人の基本情報
- ・その他の添付書類
(公益目的支出計画実施報告書の監査報告等)

定期提出書類

(公益目的支出計画実施報告書等)

〔毎事業年度の経過後3か月以内に
行政庁に提出(整備法第127条第3項)〕

(参考)整備法の罰則規定

6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金(第144条)

- ・偽りその他不正の手段により移行認可、変更認可を受けた者
- ・認可行政庁の命令(第129条)に違反した者

30万円以下の罰金(第146条)

- ・移行認可の申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

・行為者に加え、行為者が代表する法人等に対しても罰金刑の適用あり(両罰規定)

・法人の理事・監事・評議員が懲役刑に処された場合、認定法の欠格事由に該当

100万円以下の過料(第149条)

- ・以下に該当する場合の移行法人の理事、監事、清算人
 - 一 公益目的支出実施報告書に記載すべき事項の不記載・虚偽記載をしたとき、同報告書を備え置かなかったとき、正当な理由がないのに同報告書の閲覧請求を拒んだとき

50万円以下の過料(第151条)

- ・以下に該当する場合の移行法人等の理事、監事、清算人
 - 一 変更、合併等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
 - 一 定期提出書類を提出(第127条第3項)せず、又は虚偽記載をして提出したとき
 - 一 報告徴収(第128条)に対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
 - 一 立入検査(第128条)を拒み、妨げ、忌避し、又は質問に答弁せず若しくは虚偽答弁をしたとき

<参考資料>

※下記資料は、いずれも「公益法人infomation」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)の「認定・認可された法人の皆様へ」の項目に掲載されています。

- **監督の基本的考え方**（平成20年11月21日 内閣府）
- **立入検査の考え方**（平成21年12月24日（平成26年5月14日一部改訂）内閣府）

- **定期提出書類の手引き 公益法人編**（事業計画書、事業報告等を提出する場合）
- **変更認定申請・変更届出の手引き**（公益法人が変更認定申請・変更届出をする場合）

- **定期提出書類の手引き 移行法人編**（公益目的支出計画実施報告書等を提出する場合）
- **変更認可申請・変更届出の手引き**（移行法人が変更認可申請・変更届出をする場合）

- **FAQ(よくある質問への回答)**
- **公益法人の各機関の役割と責任**(理事・理事会、監事、会計監査人、評議員・評議員会、社員・社員総会)